

○ 学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

－学校保健安全法施行規則第 18 条, 第 19 条より

※は H24 年度に変更有り

対象疾病	出席停止の期間の基準
<b>第 1 種：感染症予防法第 6 条に規定する 1 類感染症及び 2 類感染症</b>	
エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト ・マールブルグ病・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 (ポリオ) ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る), 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
<b>第 2 種：飛沫感染をする感染症で児童生徒等の罹患が多く, 学校において流行を広げる可能性が高いもの</b>	
インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	※ 発症した後 5 日, かつ解熱した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	※ 発症した後 5 日, かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
百日咳	※ 特有な咳が消失するまで, または 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	※ 耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し, かつ全身状態が良好となるまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
※髄膜炎菌性髄膜炎	※ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<b>第 3 種：学校教育活動を通じ, 学校において流行を広げる可能性があるもの</b>	
コレラ・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎など・ <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。

**第 3 種・その他の感染症とは**

→学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため, 必要があれば, 校長が学校医の意見を聞き, 第 3 種の感染症としての措置をとることができる疾患のこと。

《例》

**感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症など**

本校では, その他の感染症については, 主治医の指示に従い, 出席停止になる場合があります。